第１日

平成26年９月２日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君）　皆さん、おはようございます。

これより平成26年第３回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から９月25日までの24日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月25日までの24日間と決定しました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

17番手嶋栄治議員

18番実藤輝夫議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告５件、議案25件の送付を受けたほか、請願書４件を受理いたしました。

これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君）　皆さん、おはようございます。

ことしの夏は異常気象と申しますか、雨の多い夏でありました。幸い、我が朝倉市は豪雨による災害は発生をいたしませんでしたけれども、日本全国各地に災害が発生をいたしました。特に広島市における土砂災害におきましては、70名以上の犠牲者が発生するという大変な災害でありました。犠牲に遭われた方に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

あわせて、私どもは改めて災害に強いまちづくりをやっていかなきゃならんという決意を新たにした次第であります。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成26年第３回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には

御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について５件、決算の認定について10件、利益の処分及び決算の認定について２件、補正予算について４件、条例の一部改正及び条例の制定について６件、損害賠償について１件、市道路線の認定について１件、字の区域の変更について１件、合計30件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第11号平成25年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成25年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第12号朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成の報告につきましては、朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第６項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第13号平成25年度朝倉市水道事業会計予算の繰越使用の報告につきましては、配水管布設がえ工事について繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第14号平成25年度甘木鉄道株式会社の決算について及び報告第15号平成26年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の３第２項の規定により甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第53号議案から第62号議案までにつきましては、平成25年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案でありますが、地方自治法第233条第１項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第３項の規定により議会の認定に付するものであります。

第63号議案及び第64号議案につきましては、平成25年度朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第２項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算４件について説明申し上げます。

第65号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第２号）につきましては、社会保障・税番号制度システム整備経費、朝倉農業高等学校跡地活用検討事業費、乳幼児・高齢者の予防接種経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ４億3,155万6,000円を追加し、予算総額を265億5,896万9,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、社会保障・税番号制度システム整備経費、朝倉農業高等学校跡地活用検討事業費及び平成25年度決算に伴う繰越金を公共施設等整備基金へ積み立てる経費に３億7,858万円を計上いたしました。

民生費では、社会保障・税番号制度システム整備経費として1,684万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、乳幼児・高齢者の予防接種経費及び社会保障・税番号制度システム整備経費として3,261万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、農地集積事業費、営農集団の法人化に対する支援経費等として351万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして、国庫支出金1,768万5,000円、県支出金800万円、繰入金200万円、繰越金３億6,621万4,000円、諸収入685万7,000円及び市債3,800万円を計上いたしました。

第66号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、事業勘定において、前年度の退職者医療療養給付費の確定に伴う支払基金への返還金及び社会保障・税番号制度システム整備経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1,870万1,000円を追加し、予算総額を86億8,592万2,000円といたしました。

第67号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、前年度の後期高齢者医療広域連合に対する納付金の確定等に伴う連合への納付金及び社会保障・税番号制度システム整備経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ2,158万7,000円を追加し、８億6,112万7,000円といたしました。

第68号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、保険事業勘定において、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金及び国及び県への返還金並びに社会保障・税番号制度システム整備経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1,750万6,000円を追加し、予算総額を57億1,732万3,000円といたしました。

次に、第69号議案朝倉市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたこと及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第70号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第71号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正

する法律が公布されたことに伴い、規定の整理及び整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第72号議案朝倉市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第73号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第74号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第75号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故によって相手側の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第76号議案市道路線の認定につきましては、道路法第８条第１項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第77号議案字の区域の変更につきましては、県営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第１項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君）　補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（井上博之君）　４ページの３行目から８行目にかけてでございますが、文面では朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関するということで、これですが、３行目、４行目、６行目ですかね、その辺で全て設備、施設じゃなくて設備ということで修正のほう、お願いいたします。

○議長（手嶋源五君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君）　なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。17番手嶋栄治議員。

（17番手嶋栄治君登壇）

○17番（手嶋栄治君）　それでは、26請願第４号について、簡単に趣旨を説明させていただきます。

耳が聞こえない人の中でも、手話というコミュニケーション手段を使ってこの国で生活を送っている聾者にとって、日本語とは異なる言語と法律に定めることが教育の現場や日本の社会の中で聞こえる人と平等に生きていくことのできる基礎となるものであります。

今まで長い間、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた歴史がありました。さまざまな場面で聾者のコミュニケーション手段である手話を使って情報保障や手話に対する正しい知識を広めていくための基礎となる法律はありませんでした。

手話が聾者にとって母語であることを法的に示し、聾者が日本の社会で自由に手話でコミュニケーションできることを示し、総じて聾者がこの国で聞こえる人と同等に自由に生きることを保障するための法律が必要であると思っております。

議員の皆様の御賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

（17番手嶋栄治君降壇）

○議長（手嶋源五君）　16番草場重正議員。

（16番草場重正君登壇）

○16番（草場重正君）　それでは、26請願第５号農業・農協改革に関する請願について御説明を申し上げます。

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、ＪＡグループが一体となって取り組みを始めたやさきであります。

政府は６月24日、農林水産業・地域の活性創造プランを改定し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにＪＡの機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、ＪＡグループの自己改革を前提に、ＪＡの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでＪＡグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正当に評価した上で、ＪＡグループの自己改革を強く後押しする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考えております。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、ＪＡグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、この請願を行うものであります。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたしますので、何とぞ議員皆様の御賛同を賜りますようお願いをして、請願の趣旨説明といたします。どうぞよろしく御協議をお願いをいたします。

（16番草場重正君降壇）

○議長（手嶋源五君）　３番堀尾俊浩議員。

（３番堀尾俊浩君登壇）

○３番（堀尾俊浩君）　26請願第６号について説明をいたします。

請願の理由を読み上げることによって申し上げたいと思います。

請願の理由、2012年12月５日の東京地裁の判決では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。国の責任で建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を求めることが必要であるからです。

以上、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済、解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書、これを地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出いたします。

皆様方におかれましては、何とぞ御賛同いただきますよう心からお願い申し上げ、提案させていただきます。

終わります。

（３番堀尾俊浩君降壇）

○議長（手嶋源五君）　11番冨田栄一議員。

（11番冨田栄一君登壇）

○11番（冨田栄一君）　26請願第７号ホテル、旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書の提出を求める請願書について、請願理由を申し上げます。

国会において、さきに建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、特にホテル、旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について、当該事業者は耐震診断を実施し、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。このことは、さきの全員協議会でも報告を受けたところであります。

ホテル、旅館につきましては、施設そのものに多額の経費を要しています。お客様の安全・安心は第一ですが、いざ改修をするとなると、多額の予算を必要とします。

また、ホテル、旅館においての公性としましては、近年、大規模な災害が日本で起こってますが、そのときの一時的な避難所に活用されたりしてることは御存じかと思っております。

また、原鶴におきましては、平成３年、台風17・19号のときに長期間の停電がありまして、お風呂の開放を地元の方にしたという実績もあります。

そのような中で、国におかれましては、ホテル、旅館等の建築物の耐震化を円滑に促進するため、予算の確保、金融支援の充実など、必要な財政支援の強化を図るとともに、当該事業者の実情などを十分踏まえ、耐震診断結果の公表時期、表示制度及び耐震対策緊急促進事業の延長についても特段の御高配をされたいと請願するものであります。

議員の皆様におかれましても御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（11番冨田栄一君降壇）

○議長（手嶋源五君）　紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第53号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君）　御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長を除く19名の議員の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、５日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分散会